

労働環境の改善メニュー表(平成22年度現在)

実施主体: ①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④漁業協同組合、⑤漁業協同組合連合会、⑥漁業生産組合、⑦地方公共団体等が出資する法人、⑧漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)、⑨漁業法第16条第6項に該当する法人(定置漁業を営むものに限る。)、⑩漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合が出資する法人(これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)

メニューの内容		交付率	主な内容
(1)	漁業作業軽労化機能整備	定額(1/2以内)	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための段差解消、ユニック整備等のための施設改築、機器整備
(2)	小型漁船事故通報施設	定額(1/2以内)	漁業者落水時の自動通報等の施設
(3)	漁業研修施設	定額(1/2以内)	漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設
(4)	新規就業者活動拠点施設	定額(1/2以内)	新規就業者のための漁業技術習得室、研修室等により構成される施設
(5)	女性等活動拠点施設	定額(1/2以内)	女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設
(6)	(1)から(5)の附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

※1 沖縄県において実施する場合は、交付率2/3以内とする。

※2 (3)及び(4)の事業主体は地方公共団体、地方公共団体等が出資する法人、漁業協同組合連合会、合併漁協(注1)、認定漁協(注2)に限る

注1 漁業協同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)に基づき平成10年3月31日以降に合併を行っている漁業協同組合(漁業協同組合合併促進法に基づく合併計画を有し、メニュー実施年度内までに合併を行うものを含む。)

注2 平成17年度以前に「漁協等経営基盤強化対策事業実施要領」(平成17年4月1日付け16水漁第2664号農林水産事務次官依命通知)の第2の2による認定を受けている場合又は平成18年度以降「漁協等経営基盤強化対策事業実施要領」の第2の1により策定された基本方針に基づき第2の2に準じた認定を都道府県知事から受けている漁業協同組合(メニュー実施年度内までに認定を受けるものを含む。)

燃油高騰対策の強化メニュー表(平成22年度現在)

実施主体: ①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④水産業協同組合、⑤地方公共団体等が出資する法人、⑥漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)、⑦中小企業等協同組合、⑧協業組合、⑨漁業法第16条第6項に該当する法人(定置漁業を営むものに限る。)、⑩水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合が出資する法人(これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)

メニューの内容		交付率	主な内容
(1)	燃油補給施設	定額(1/2以内)	燃油補給施設、燃油運搬船、タンクローリー
(2)	陸電施設	定額(1/2以内)	陸電施設
(3)	省エネルギー型施設機能整備	定額(1/2以内)	エネルギー消費量を削減するための施設の改築、機器設置
(4)	燃油流通効率化施設整備	定額(1/2以内)	燃油効率化計画に基づく燃油施設等の建設、増設及び撤去
(5)	(1)から(4)の附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

1. 沖縄県において実施する場合には、交付率は定額(2/3以内)、離島において(1)から(4)までを実施する場合には、交付率は定額(5.5/10以内)。

ノリ養殖業の構造調整・競争力強化メニュー表(平成22年度現在)

実施主体: ①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④水産業協同組合、⑤地方公共団体等が構成する法人、⑥漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。なお、任意団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約のあるものに限る。)、⑦中小企業等協同組合、⑧協業組合

メニューの内容		交付率	主な内容
(1)	大型ノリ自動乾燥機	定額(1/2以内)	大型ノリ自動乾燥機
(2)	ノリ高性能刈取船	定額(1/2以内)	ノリ高性能刈取船
(3)	大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	定額(1/2以内)	大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋
(4)	(1)から(3)の附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

1. 離島において(1)から(3)までを施す場合には、交付率は定額(5.5/10以内)。